

○報告事項

教育委員会10月定例会について

○質問項目

- 1 旧県立体育館について
- 2 「大阪・関西万博」未来を担う子どもたちの体験学習支援事業について
- 3 教職員の懲戒処分について

司会)

それでは定刻となりましたので、教育長の定例記者会見を始めさせていただきます。

本日、教育長の定例会見の後、教育委員会からご案内のとおり、いくつかご報告をさせていただきますので、引き続きよろしくお願いいたします。

それではまず、本日開催いたしました教育委員会10月定例会につきまして、淀谷教育長より報告させていただきます。

教育長)

本日の教育委員会10月定例会の内容をご報告いたします。議案が3件、その他事項が4件です。

議案第1号は、香川県教育委員会表彰規程の一部改正についてですが、対象となる児童又は生徒に対する表彰の趣旨がより明確となるよう、所要の改正を行うものでございます。

議案第2号は、令和8年度における県立学校の生徒及び幼児の定員についてであります。

この件については、この会見の後、高校教育課長からご説明いたします。

県立高等学校における令和8年度の入学定員並びに県立特別支援学校における幼稚部及び高等部の定員について決定したものでございます。

議案第3号は、教職員の懲戒処分についてでございます。

女性に傷害を負わせた公立中学校教諭に係る懲戒処分を議決しました。

事案の詳細については、この会見の後、義務教育課長からご説明しますが、教職員としてあるまじき行為であり、誠に遺憾でございます。申し訳ございません。

今後とも、全ての教職員に対し公務員としての自覚を促し、県民、保護者の皆様からの信頼回復と再発防止に努めてまいります。

その他事項として4件でございます。

1件目は、令和8年度香川県公立高等学校入学者選抜実施細目についてでございます。

この件については、お手元に資料提供してございます。令和8年度に公立高等学校に入学する生徒にかかる入学者選抜の実施細目について報告いたしました。今年度より、自己推薦選抜と一般選抜において、インターネット出願システムからの出願となり、それに伴う手続き等が変更となっております。

その他事項の2件目は、令和8年度香川県立特別支援学校入学者選考要綱についてでございます。

この件については、お手元に資料提供してございます。令和8年4月に県立特別支援学校の高等部、高等部専攻科及び幼稚部に入学する生徒等にかかる入学者選考要綱について説明したものでございます。

その他事項の3件目は、令和7年度スーパーアスリート育成事業指定選手（追加選手）についてでございます。

この件については、10月7日に資料提供してございます。追加指定選手について報告したものでございます。

その他事項の4件目は、第79回国民スポーツ大会の成績についてでございます。

10月9日に資料提供しておりますが、大会における成績についての報告でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

司会)

それではご質問等ございましたら、お願いいたします。

記者)

旧県立体育館について伺います。今月7日に落札業者が決定しましたが、それに対する受け止めと今後のスケジュールについて教えてください。

教育長)

10月7日に、解体工事の入札結果ということで、落札者が株式会社合田工務店に決定したということでございます。安全性の確保のために、引き続き落札者との契約手続などを進めていきたいと考えてございます。今後のスケジュールにつきましては、内容について調整した後に仮契約を結んで、議会に議案として提案していくと、そういう流れになろうかと思っております。

記者)

民間で再生を目指す団体と、県教委と営繕課でこれまで2回面談の場が持たれていて、団体から3回目の話し合いの場を公開の上で持ちたいという申し入れがあったということな

んですが、これに対して県教育委員会としてどう対応されるのかというのを教えてください。

教育長)

これについては、公開の場というよりも、お互い腹を割ってお話した後に、どのような話し合いをしたかというのを公表するというやり方でいかがでしょうかと先方にお伝えしております。

記者)

公開ができないという理由については。

教育長)

やはり率直な意見交換をするためには、公開でないほうが適当なのではないかという判断でございます。

記者)

なかなか特に耐震診断書の評価について意見が食い違っている中で、再生委員会側としては公開の場で議論したほうが、よりオープンにできるんじゃないかということだと思うんですが。

教育長)

耐震診断書の評価についての意見が食い違っているというのは確かにあろうかと思いますが、耐震診断書を踏まえてどのような手法を取るかという判断は最終的に県がするものでございますので、そこを意見交換する意味というのはあまりなく、今までの面談の中でも県の判断の内容についてご理解をいただくというスタンスでお話をさせていただきました。

記者)

そうであれば、公開しない理由もあまりないんじゃないかと。

教育長)

お互いの意見交換をしっかりと腹を割って話す以上は、非公開で行った後で、その内容を確認した上で公開するほうがいいのかと思っています。

記者)

再生委員会がアンケート調査を行った中で、県や県教委が対話をしない姿勢に対して県内外から疑問の声というのが多く見られたんですが、そのあたりについてどう思われますか。

教育長)

我々は今までも２回ほどお話を聞く機会は設けさせていただいておりますので。そこで我々の立場もご理解いただきたいという対話をしてきたつもりでございます。

記者)

それが外から見ていると、透明性がないように映っているのかなとも思うんですけど。

教育長)

受け止め方は、いろいろあろうかなというふうに思います。どれぐらいの人がそういうふうに思われているかというのは、私は存じ上げていないですけれども。

記者)

県民に対して理解を求めていくということは以前からおっしゃられていたと思うんですけど、その方法として。

教育長)

何度か会見も持ちましたし、議会の場でもご説明申し上げました。それが我々の手法というか、県民に対するご理解をいただく場のひとつかなと思ってございます。

記者)

10月2日の文教厚生委員会での教育長の発言についてお伺いしたいんですけど、民間の企業が出した出資参画意向表明書の中で、但し書きとして、最終的な出資契約の締結及び事業の履行は、当該事業の具体的な内容、関係機関との協議結果及び云々あって、踏まえた上で判断されるということと、地震、風水害、感染症の流行、戦争、法令の変更等、不可抗力により事業の履行が困難となった場合にはその責めを負わないものとしますということについて、教育長が、事業主体として責任を持って事業を遂行する意思が不十分と思わざるをえないということをおっしゃいましたが、これはどういう意図でしょうか。

教育長)

意図というのは。

記者)

民間企業が億を超える事業に対して何らかの書類を出す時に、リスク管理としてこういふことを書くのはある意味当然というかそうなのかなと思うのですが、これをもって責任が不十分と言うことはどうなのかなと思うんですけど。

教育長)

元々、旧県立体育館を何とかあの形のまま残せないのか、何とかならないのかという経過の中で時間が経ってきております。どこかでどういうやり方で安全を確保しなければならないかということを決めなければならない。それを決めたのが2年8か月前ですよ。解体という手法をとりましょうと。その方針に則って、記録保存とかいろんな準備を進めてきた。それで2年8か月経った。こんな提案をするからやっぱりその方針をやめてひっくり返して欲しいと。だけど、何かあっても責任は負わないからねと言われちゃうと、それってどうなんですかってやっぱりなりますよね。余りにも乱暴ですよ、そこは。

記者)

何かあったらっていう、いわゆる不可抗力条項として、これは契約書ではないですけど。

教育長)

提案をこちらから求めているものであれば。もし何かあっても不可抗力があればそこは責めを負えませんがねっていう提案が、同じ方針のもとで出てくるのであれば、我々もそれは当然だと思います。ところがこれは、決めて2年8か月準備をしてきたその後に全部ひっくり返してくれよと。ひっくり返した上で対話してくれよと。だけど、何かあったら責任は負いませんからというふうに持ってきたんです。それってどうなんですかってなりますよね、やっぱり。全部を背負いますから、その方針をひっくり返してくれるのであればと。資金調達計画から何から、これだけ詰まっていますよと言われると、また状況が変わっていたのかもしれませんが。私は、これはちょっと乱暴なのではないかなと思いました。

記者)

乱暴ですか。

教育長)

全て議会の議決をとって、その方針に従って2年8か月ずっと積み重ねてきているんですよ。それを全部ひっくり返せですよ。こんなアイデアがあるから、これだけいろんな人が参画してくれるって言っているから、全部ひっくり返してください。けども、何かあったら責任を負いませんからと言っているわけですよ。そこは、はっきりさせていただきたいんですよ。意向表明と言いながら、何かあったら責任を負いませんってはっきり言っているんですよ。

記者)

何かのレベルにもよるとは思うんですけど。

教育長)

いやそれはそうですよ。地震があった時という、そういうことです。

記者)

戦争とかがあってもやりますって。

教育長)

戦争じゃなくて、地震って書いていますよね。だからレベルが違う。風水害、地震、どんな風水害なんですか。

記者)

事業の履行が困難となった場合っていう。レベルにもよる。

教育長)

だから事業の履行が困難となった場合というのはどんな状態なんですか。何とでも読めるじゃないですか。

記者)

こういうのがある、書いてあるっていう時点で。

教育長)

なぜ、わざわざそれを書くのかなという。留保条件を書いているわけですよ。我々のこんなアイデアがあるから、全部この方針をひっくり返してイチから話を聞いてくださいよと。けども、何かのレベルがわかりませんけども、何かあったら最後の責めは負いませんとはっきりと書いています。危険を除去する、安全にする責めは、行政はどこまでいっても何かあったら責めを負えませんかとは言えませんから。

記者)

そこまでの覚悟はないというふうに受け取ったと。

教育長)

そういうふうに受け取ったということです。それをそのまま議会の場で、私の意思としてお話させていただいたということです。

記者)

今回、この体育館を解体した後も、今後、県なり公の施設を民間の手で再生保存してもらうという機会はあると思うんですけども、そうなった時に、今の県や県教委の姿勢が悪影響を及ぼすということは。

教育長)

全くないと思います。こちらから提案を求めてどうですかというふうにお願いして、じゃあ一緒にやりましょうという提案が来るというだけです。民間とともにというのはそういうことだと思います。

記者)

旧県立体育館の跡地利用については、今のところ何も決まっていないと再三おっしゃっていましたが、それは現時点も変わっていないですか。

教育長)

まったく決まっています。

記者)

跡地の利用については、何か次の新しいものを建てるのか、そのまま更地にするとか、そういう検討自体は進めているのでしょうか。

教育長)

まだですね。具体的なことは進めていません。

記者)

進める意思とか意向というのは。

教育長)

それは当然、県有地なので。どういうふうに使っていくかというのは考えなきゃいけません。今はこのこと（解体）を進めていく手続きをしっかりとやっていくということになっています。

記者)

13日に大阪・関西万博が閉幕となりました。県教委では「未来を担う子どもたちの体験学習支援事業」ということで、万博に校外学習等に行く学校に対して補助をされたと思うんですけど、最終的に何校が参加されたかというのは、もうまとまっていますでしょうか。

教育長)

10月6日の募集期間終了までに、67校に対して交付決定を行いました。

記者)

金額というのは。

教育長)

金額ベースで言いますと、3,100 万円です。

記者)

当初予算ベースで言うと半分くらいでしょうか。

教育長)

そうですね。半分くらいですね。

記者)

申請状況ですとか、行った学校の反応とか、この事業を総括して、ちょっと早いかもしれないですけど、何か今、感じられていることはありますか。

教育長)

個別には、学校のいろんな事情がありますから。アンケートみたいなものをもって、この程度の予算を確保したいということで 6,000 万円程度を確保していました。約半分くらいということで、いろんな事情はあったにしても一定のニーズがあったのかなということと、参加した学校に個別にはヒアリングはしていないですけども、すてきな体験ができたという感想は聞いているということでございます。事業そのものの元々の趣旨が、課題解決能力とかグローバル人材とか、そういったものに繋がることを目的としていましたので、事業そのものの意義はあったのかなという考えでございます。

記者)

終盤かなり混雑したようなんですけど、何かトラブルとかの報告は。

教育長)

特には聞いておりません。

記者)

教職員の懲戒処分についてお伺いしたいんですけども、発覚の経緯と、本人が認めているのかどうかについてお伺いします。

教育長)

発覚の経緯は、被害者が警察に告発をして発覚いたしました。加害の本人も事実関係については認めているということでございます。

記者)

今もうすでに罰金だったりとか、その後の処分っていうのは警察のほうではどうなって

いるんでしょうか。

教育長)

罰金 10 万円です。傷害で略式命令がなされて、罰金刑を受けております。罰金は納付済みでございます。

記者)

高松簡裁ですよ。

教育長)

高松簡易裁判所です。

記者)

略式起訴だったり略式命令があったのがいつかというのはわかりますか。

教育長)

8 月 27 日に高松簡易裁判所から罰金の略式命令がなされたと。

記者)

略式起訴は高松区検からでしょうか。

教育長)

高松区検です。

記者)

それはいつになりますか。

教育長)

起訴そのものは同日。8 月 27 日。

記者)

8 月 27 日に高松区検から。罪としては。

教育長)

傷害です。

記者)

被害者が告発したのはいつでしょうか。発覚日ですね。

教育長)

7月23日です。

記者)

すべて今年ですよ。令和7年。

教育長)

そうです。

記者)

警察に被害届を出したことで発覚したと。

教育長)

はい。

記者)

本人が何と言って認めているか。

教委担当課)

事実を認めております。また後ほど(の記者発表で)。本人のコメントを取っておりますので。

記者)

本人は退職の意向を示していたりはしますか。

教育長)

ないです。

司会)

冒頭に申し上げましたとおり、教職員の懲戒処分、それから県立学校の生徒及び児童の定数については、後ほど、この会見が終わり次第、記者発表させていただきます。

他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、教育長定例記者会見を終了させていただきます。ありがとうございました。